投資信託説明書
（請求目論見書）
2026.2.28

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

日興MRF

（マネー・リザーブ・ファンド）

追加型投信／国内／債券／MRF

当ファンドの購入または保有は、実質的に個人に限られます。

◆この目論見書により行なう「日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月27日に関東財務局長に提出しており、2026年2月28日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2026年2月27日
発行者名	：	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント

三井住友トラストグループ

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

ー 目 次 ー

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第１【ファンドの状況】	3
第２【管理及び運営】	26
第３【ファンドの経理状況】	31
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	40
第三部【委託会社等の情報】	41
約款	98

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）（以下「ファンド」といいます。）
※当ファンドの購入または保有は、実質的に個人に限られます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

50 兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

・取得日の前日の基準価額とします。
・取得日は、販売会社が申込金額の受領を確認した時刻によって異なります。
①販売会社が定める時刻までに、申込金額の受領を確認した場合は、取得申込受付日当日が取得日となります。
②販売会社が定める時刻を過ぎて、申込金額の受領を確認した場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。
※ただし、取得日の前日の基準価額が１口当たり１円を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026 年 2 月 28 日から 2026 年 8 月 31 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分
単位型投信	国　内	株　式	ＭＭＦ
	海　外	債　券	ＭＲＦ
追加型投信	内　外	不動産投信	ＥＴＦ
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）

「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＲＦをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回	グローバル 日本 北米
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（高格付）	年６回（隔月） 年 12 回（毎月）	欧州 アジア オセアニア
不動産投信 その他資産（　　） 資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他（　　）	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇債券　一般　高格付

当ファンドは、債券に投資を行ないます。「債券　一般」とは、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

「高格付」とは、目論見書または投資信託約款において、原則として格付または信用力が相対的に高い債券を主要投資対象とする旨の記載があるもの、もしくは同様の内容が確認できるものをいいます。

◇日々

目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

1. 内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、元本の安全性に配慮し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

・安全性を高めるために、投資対象を限定しています。

※投資対象は、国債証券、政府保証付債券、適格有価証券および適格金融商品などとします。

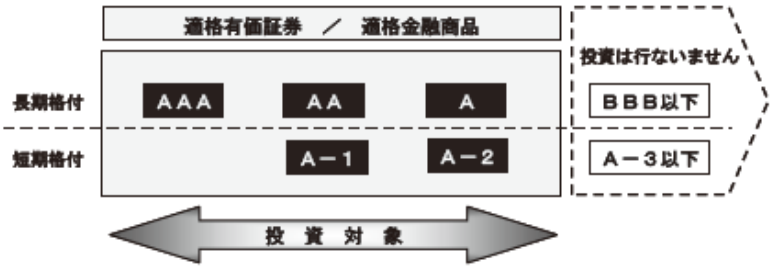

適格有価証券	国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、１社以上の信用格付業者等から、第３位（Ａ格相当）以上の長期格付または第２位（Ａ−２格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。
適格金融商品	上記適格有価証券の規定に準ずる範囲内の金融商品をいいます。
第一種適格有価証券	適格有価証券のうち、２社以上の信用格付業者等から、第２位（ＡＡ格相当）以上の長期格付または最上位（Ａ−１格相当）の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。
第一種適格金融商品	第一種適格有価証券の規定に準ずる範囲内の金融商品をいいます。
第二種適格有価証券	適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のものをいいます。
第二種適格金融商品	適格金融商品のうち、第一種適格金融商品以外のものをいいます。

・リスク分散をはかるため、同一法人等が発行する有価証券等に投資上限を設けます。

同一法人等が発行した第一種適格有価証券	＋	同一法人等が発行した第一種適格金融商品	＝	信託財産の純資産総額の５％以下
同一法人等が発行した第二種適格有価証券	＋	同一法人等が発行した第二種適格金融商品	＝	信託財産の純資産総額の１％以下
第二種適格有価証券	＋	第二種適格金融商品	＝	信託財産の純資産総額の５％以下

・資金の流動性を充分確保できるような運用を行ないます。
※決済などで頻繁な資金の出入りが予想されますので、換金時に速やかに換金代金の手当てができるようなポートフォリオを構築します。

組入有価証券等に対する投資制限
◎組入有価証券等の平均残存期間は、90 日を超えないものとします。
◎各組入有価証券等の残存期間は、１年を超えないものとします。

流動性資産に対する投資制限
◎適格金融商品で、かつ取引期間が５営業日以内のコール・ローンについては、同一法人等が発行したその他の有価証券等を含めて25%を上限に投資することができます。

・為替変動リスクや仕組債等のリスクは回避します。
※外貨建資産（為替変動リスクを伴なわないものは除きます。）への投資や、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等への投資は行なわないものとします。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

2. 原則として、いつでも購入・換金が可能です。

換金の場合
◆換金代金は、原則として、翌営業日に支払われます。
◆換金代金は、原則として元本のみとします。ただし、保有する全部を換金される場合には、翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金（税引後）を含めた金額とします。
※正午以前に受け付けた場合には、当日に換金代金を受け取ることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3. 毎日決算を行ない、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。

・収益分配金は運用の実績により変動します。
値動きのある有価証券などに投資を行ないますので、収益分配金は運用の実績により日々変動します。あらかじめ一定の成果を約束するものではありません。

・収益分配金は、原則として１ヵ月分を全額まとめて自動的に再投資されます。
原則として、毎月の最終営業日に１ヵ月分の収益分配金を全額まとめ、収益分配金に対する税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

主な投資制限
・株式への投資は行ないません。
・わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。
・指定金銭信託を除く金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。
・外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替変動リスクの生じないもの）に限るものとします。

分配方針
・原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④　信託金限度額
・7 兆円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

1998 年 5 月 8 日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

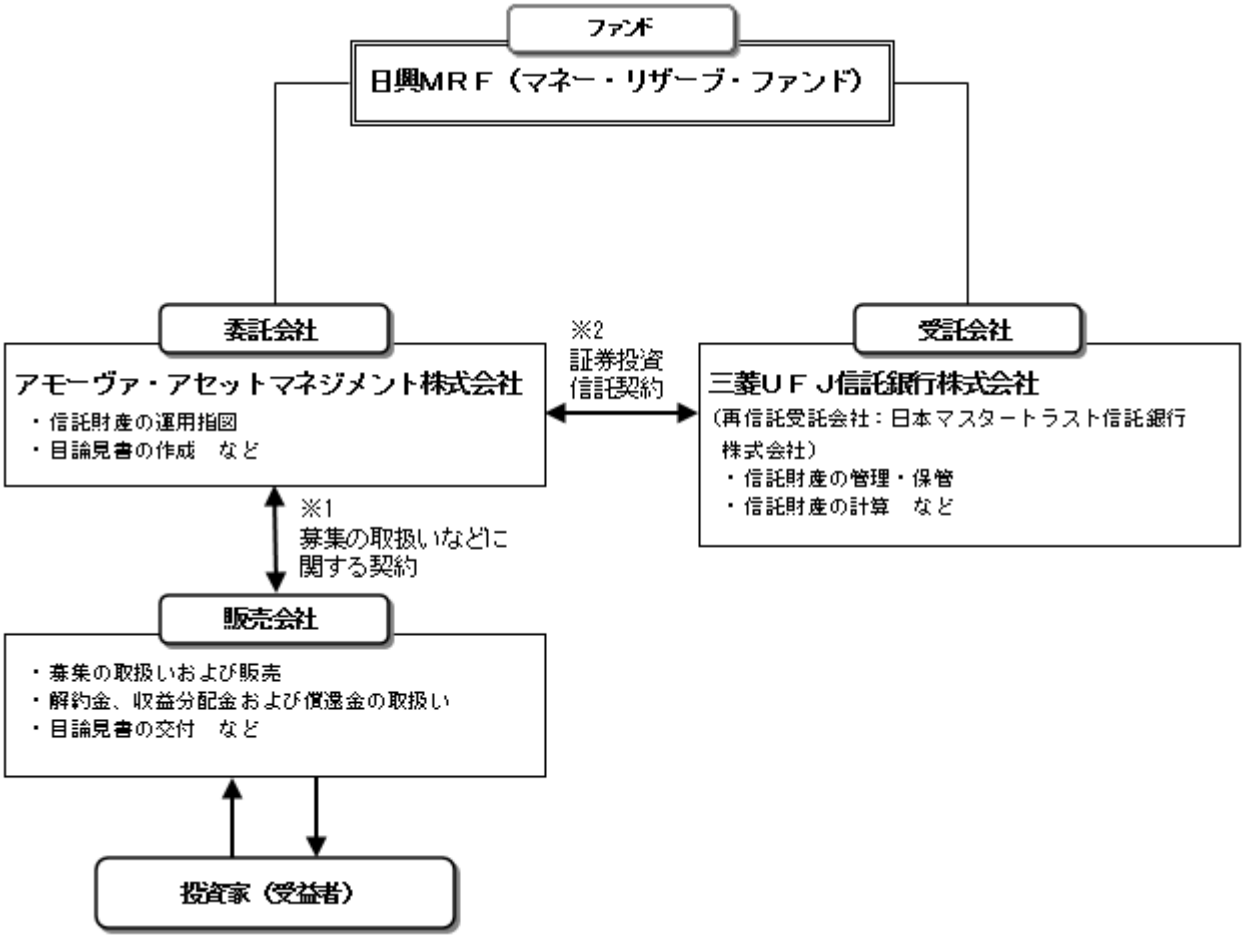

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2025 年 12 月末現在）
1）資本金
17,363 百万円
2）沿革
1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立
1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
2025 年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	192,211,000 株	97.562%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

①　元本の安全性を高めるため、投資対象を限定しています。

・投資することができる有価証券は、わが国の国債証券、政府保証付債券および適格有価証券に限定します。

・投資することができる金融商品は、指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品を除き、前記適格有価証券に準ずる範囲の金融商品（適格金融商品）に限定します。

②　リスクの分散をはかるため、同一法人等が発行する有価証券等に投資上限を設けています。

③　資金の流動性を充分確保できるような運用を行ないます。

決済などで頻繁な資金の出入りが予想されますので、解約時に速やかに解約代金の手当てができるようなポートフォリオを構築します。

１）組入有価証券等に対する投資制限

・組入有価証券等の平均残存期間は、90 日を超えないものとします。

・各組入有価証券等の残存期間は、１年を超えないものとします。

２）流動性資産に対する投資制限

適格金融商品で、かつ取引期間が５営業日以内のコール・ローンについては、同一法人等が発行したその他の有価証券等を含めて 25%を上限に投資することができます。

④　為替変動リスクや仕組債等のリスクは回避します。

１）外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替変動リスクの生じないもの）に限るものとします。

２）私募により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債、同法第 120 条に規定する特別法人債および同法第 127 条において準用する同法第 66 条に規定する振替外債のうち一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第２項に規定する短期外債をいいます。）を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行なわないものとします。

（２）【投資対象】

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）

２）金銭債権

３）約束手形

４）為替手形

②　主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債、同法第 120 条に規定する特別法人債および同法第 127 条において準用する同法第 66 条に規定する振替外債のうち一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第２項に規定する短期外債をいいます。）を除きます。）には投資しません。

１）国債証券

２）地方債証券

３）特別の法律により法人の発行する債券

４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）

５）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６）コマーシャル・ペーパー

７）外国または外国の者の発行する証券で、１）～６）の証券の性質を有するもの
８）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
９）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
10）外国法人が発行する譲渡性預金証書
11）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13）外国の者に対する権利で 12）の有価証券の性質を有するもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。
１）有価証券の貸付
２）公社債の借入
３）外国為替予約取引
４）資金の借入

（３）【運用体制】

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

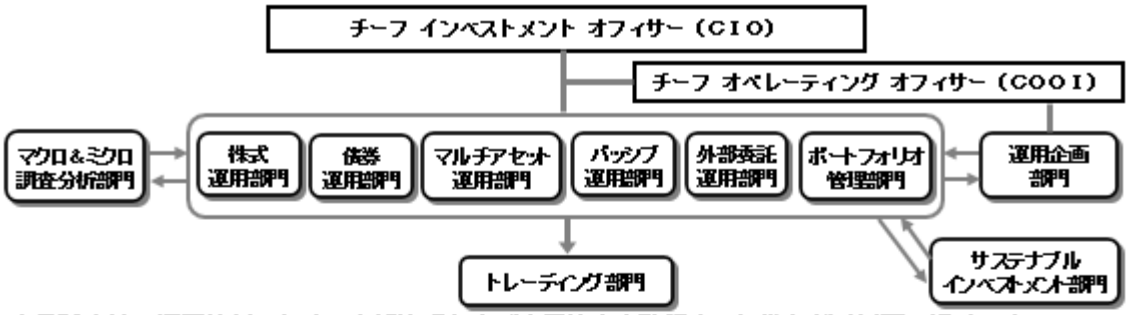

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

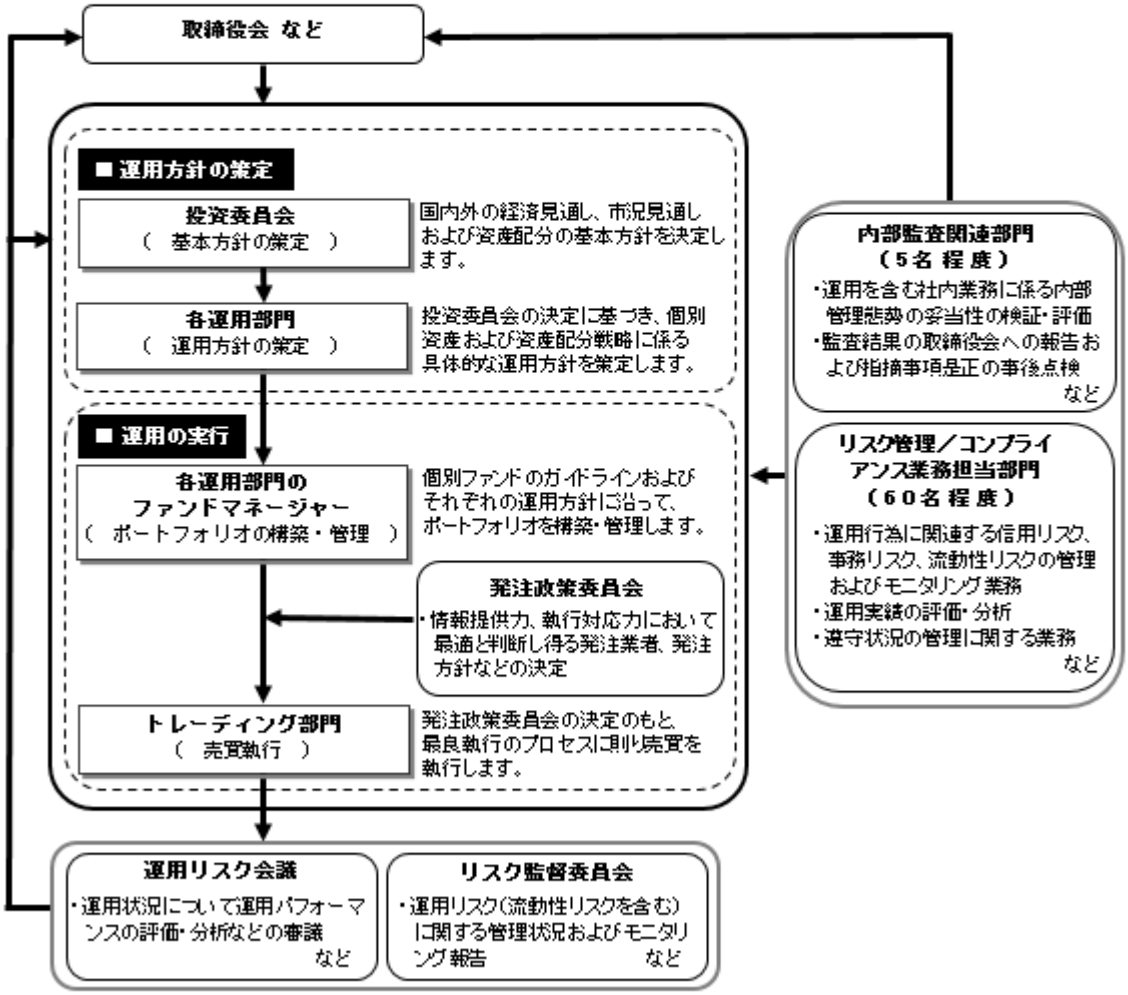

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）

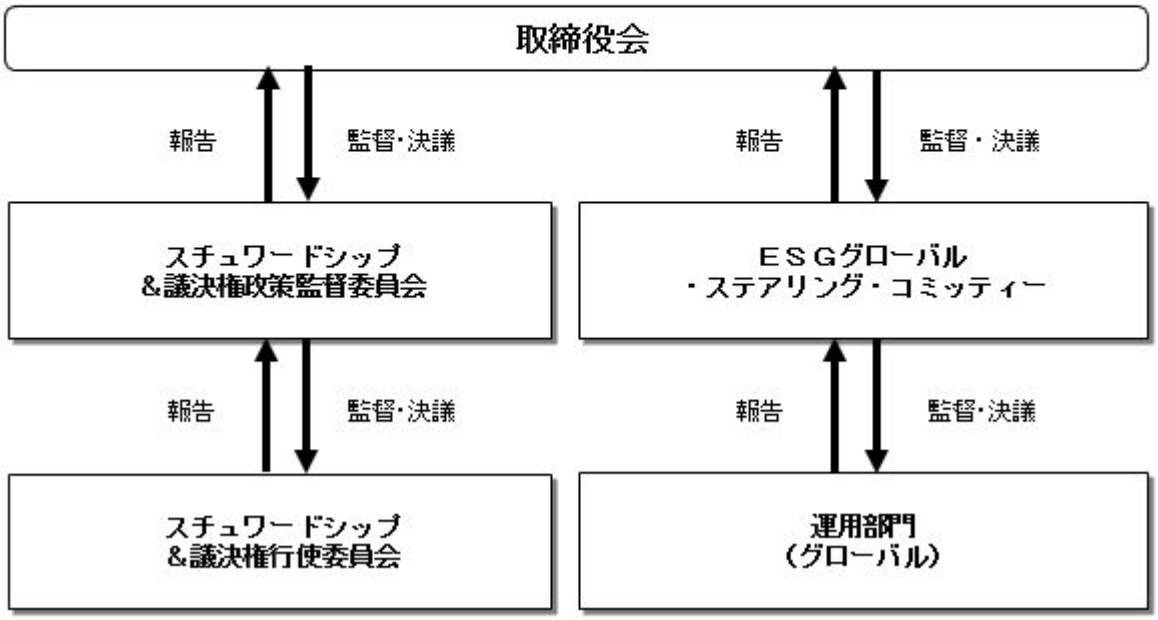

※上記体制は 2025 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針
収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

② 収益分配金の支払い
原則として、毎月の最終営業日に１ヵ月分の収益分配金を全額まとめ、収益分配金に対する税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。

２）私募により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債、同法第 120 条に規定する特別法人債および同法第 127 条において準用する同法第 66 条に規定する振替外債のうち一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第２項に規定する短期外債をいいます。）を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行なわないものとします。

３）指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。

４）信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は 90 日を超えないものとします。

イ）有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が１年を超えないように投資します。

ロ）公社債の借入れの取引期間については、１年を超えないものとします。

５）有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10 営業日を超えないものとします。

６）同一法人等が発行した第一種適格有価証券および第一種適格金融商品の合計額は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

７）第二種適格有価証券および第二種適格金融商品への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の５％以下とします。

８）同一法人等が発行した第二種適格有価証券および第二種適格金融商品の合計額は、信託財産の純資産総額の１％以下とします。

９）上記６）～８）の組入制限には、約款の規定による借入債券を含みます。

10）適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が５営業日以内のものによる運用については、上記６）～８）の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記６）～８）の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の 25％以下とします。

11）上記６）～10）に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め５営業日以内に所定の限度内になるように調整します。

12）外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替変動リスクの生じないもの）に限るものとします。

13）有価証券の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50％以下とします。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる前記「投資方針」の規定を準用します。

14）公社債の借入れは、借入公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

15）解約に伴なう支払資金および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とした資金借入額および借入期間は、次の要件を満たす範囲内とします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行ないません。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保

有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に債券を投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。また、有価証券等にかかる取引においては、取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限され

ることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（2）リスク管理体制

＜委託会社におけるリスク管理体制＞

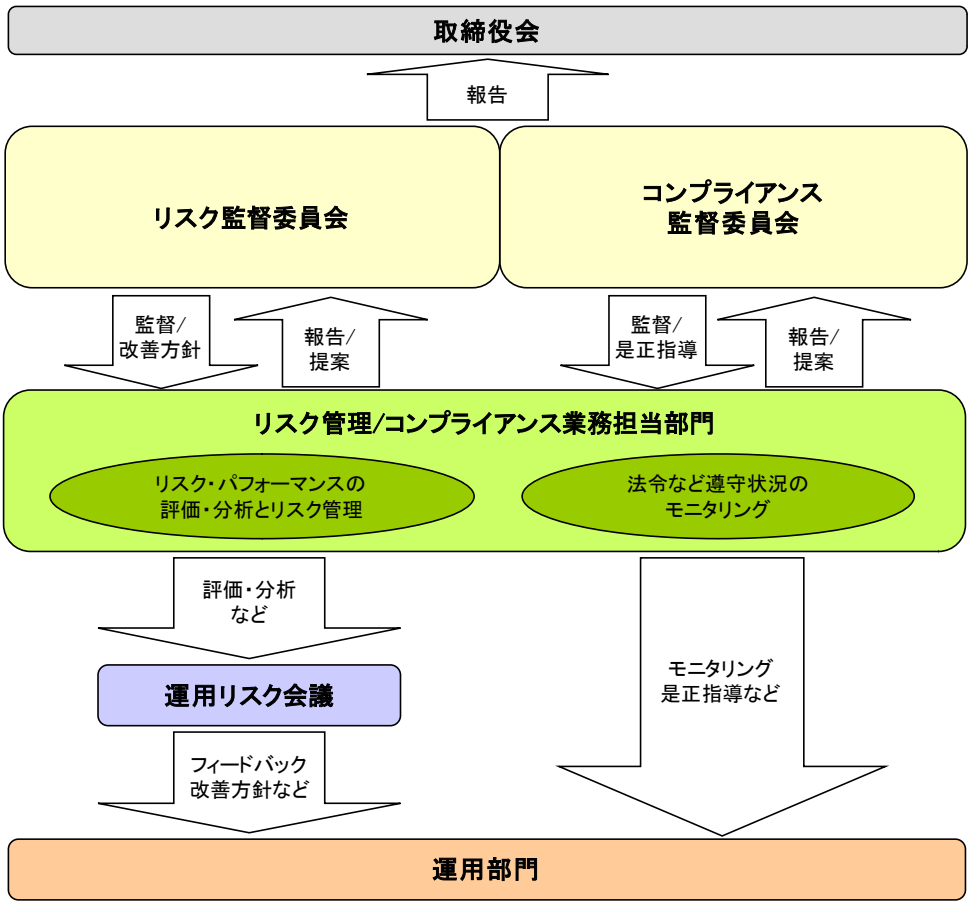

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2025 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

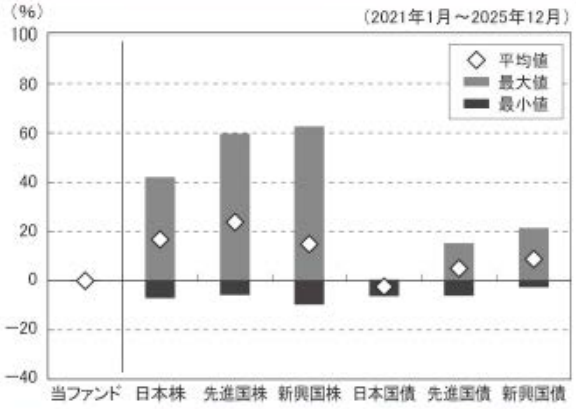

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.0%	16.8%	23.8%	14.9%	−2.4%	5.0%	8.8%
最大値	0.3%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	0.0%	−7.1%	−5.8%	−9.7%	−6.3%	−6.1%	−2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2021年1月から2025年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞
日本株 …… TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債 …… NOMURA-BPI国債
先進国債 …… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2021年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み
当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、信託財産の元本総額に年 1.0%以内の率で、次に定める信託報酬率を乗じて得た額とし、日々計上されます。
・各週の最初の営業日から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期に係る信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの７日間の元本１万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 10 を乗じて得た率以内の率（ただし、当該率が年 0.2%以下の場合には、年 0.2%以内の率）とします。
・上記規定にかかわらず、当ファンドの日々の基準価額算出に用いたコール・レートが、年 0.4%未満の率の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに 0.5 を乗じて得た率以内の率とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬率が年率 0.2%の場合、信託報酬の配分（年率）は以下の通りとします。

信託報酬＝元本額×信託報酬率			
合　計	委託会社	販売会社	受託会社
0.2000%	0.0366%	0.1467%	0.0167%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。
③ 支払時期
信託報酬（販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎月の最終営業日または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりま

すので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金の取扱い

・収益分配金が課税対象であり、20.315％（所得税 15.315％、地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税を選択することもできます。

２）償還金の取扱い

・償還価額の元本超過額については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

３）マル優制度の取扱い

・マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用の場合、お一人につき元金 350 万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）まで、収益分配金および償還時の元本超過額について税金はかかりません。

・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は 2026 年 2 月 27 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド)】

以下の運用状況は 2025 年 12 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	1,559,243,349,519	37.69
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	2,577,735,122,344	62.31
合計（純資産総額）		4,136,978,471,863	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第１３５２回国庫短期証券	225,000,000,000	99.83	224,631,284,975	99.83	224,631,284,975	―	2026/3/30	5.43
日本	国債証券	第１３４３回国庫短期証券	200,000,000,000	99.93	199,879,261,350	99.93	199,879,261,350	―	2026/2/16	4.83
日本	国債証券	第１３４７回国庫短期証券	193,600,000,000	99.89	193,405,451,880	99.89	193,405,451,880	―	2026/3/9	4.68
日本	国債証券	第１３５０回国庫短期証券	184,400,000,000	99.85	184,140,798,616	99.85	184,140,798,616	―	2026/3/23	4.45
日本	国債証券	第１３４６回国庫短期証券	160,000,000,000	99.91	159,870,352,840	99.91	159,870,352,840	―	2026/3/2	3.86
日本	国債証券	第１３３５回国庫短期証券	150,000,000,000	99.98	149,972,516,160	99.98	149,972,516,160	―	2026/1/13	3.63
日本	国債証券	第１３４０回国庫短期証券	140,000,000,000	99.95	139,938,640,200	99.95	139,938,640,200	―	2026/2/2	3.38
日本	国債証券	第１３４４回国庫短期証券	107,630,000,000	99.93	107,555,232,098	99.93	107,555,232,098	―	2026/2/24	2.60
日本	国債証券	第１３４８回国庫短期証券	100,000,000,000	99.87	99,871,426,600	99.87	99,871,426,600	―	2026/3/16	2.41
日本	国債証券	第１３３４回国庫短期証券	50,000,000,000	99.99	49,995,110,800	99.99	49,995,110,800	―	2026/1/7	1.21
日本	国債証券	第１３３９回国庫短期証券	50,000,000,000	99.96	49,983,274,000	99.96	49,983,274,000	―	2026/1/26	1.21

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	37.69
合　　計	37.69

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 37 特定期間末	(2016 年 5 月 31 日)	2,030,780	2,030,780	1.0000	1.0000
第 38 特定期間末	(2016 年 11 月 30 日)	2,253,088	2,253,088	1.0000	1.0000
第 39 特定期間末	(2017 年 5 月 31 日)	2,445,999	2,445,999	1.0000	1.0000
第 40 特定期間末	(2017 年 11 月 30 日)	2,878,102	2,878,102	1.0000	1.0000
第 41 特定期間末	(2018 年 5 月 31 日)	2,567,863	2,567,863	1.0000	1.0000
第 42 特定期間末	(2018 年 11 月 30 日)	2,441,181	2,441,181	1.0000	1.0000
第 43 特定期間末	(2019 年 5 月 31 日)	2,490,906	2,490,906	1.0000	1.0000
第 44 特定期間末	(2019 年 11 月 30 日)	2,835,817	2,835,817	1.0000	1.0000
第 45 特定期間末	(2020 年 5 月 31 日)	2,712,072	2,712,073	1.0000	1.0000
第 46 特定期間末	(2020 年 11 月 30 日)	3,110,447	3,110,447	1.0000	1.0000
第 47 特定期間末	(2021 年 5 月 31 日)	3,222,284	3,222,284	1.0000	1.0000
第 48 特定期間末	(2021 年 11 月 30 日)	3,326,607	3,326,607	1.0000	1.0000
第 49 特定期間末	(2022 年 5 月 31 日)	3,269,788	3,269,788	1.0000	1.0000
第 50 特定期間末	(2022 年 11 月 30 日)	3,431,791	3,431,791	1.0000	1.0000
第 51 特定期間末	(2023 年 5 月 31 日)	3,594,900	3,594,901	1.0000	1.0000
第 52 特定期間末	(2023 年 11 月 30 日)	3,692,923	3,692,923	1.0000	1.0000
第 53 特定期間末	(2024 年 5 月 31 日)	3,721,258	3,721,263	1.0000	1.0000
第 54 特定期間末	(2024 年 11 月 30 日)	3,655,790	3,655,801	1.0000	1.0000
第 55 特定期間末	(2025 年 5 月 31 日)	3,574,680	3,574,707	1.0000	1.0000
第 56 特定期間末	(2025 年 11 月 30 日)	4,073,304	4,073,335	1.0000	1.0000
	2024 年 12 月末日	3,784,190	—	1.0000	—
	2025 年 1 月末日	3,743,389	—	1.0000	—
	2 月末日	3,642,143	—	1.0000	—
	3 月末日	3,540,395	—	1.0000	—
	4 月末日	3,546,158	—	1.0000	—
	5 月末日	3,574,680	—	1.0000	—
	6 月末日	3,698,760	—	1.0000	—
	7 月末日	3,837,827	—	1.0000	—
	8 月末日	4,106,901	—	1.0000	—
	9 月末日	4,019,926	—	1.0000	—
	10 月末日	4,062,761	—	1.0000	—
	11 月末日	4,073,304	—	1.0000	—

12 月末日	4,136,978	—	1.0000	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金（円）
第 37 特定期間	2015 年 12 月 1 日～2016 年 5 月 31 日	0.0000520
第 38 特定期間	2016 年 6 月 1 日～2016 年 11 月 30 日	0.0000018
第 39 特定期間	2016 年 12 月 1 日～2017 年 5 月 31 日	0.0000001
第 40 特定期間	2017 年 6 月 1 日～2017 年 11 月 30 日	0.0000000
第 41 特定期間	2017 年 12 月 1 日～2018 年 5 月 31 日	0.0000001
第 42 特定期間	2018 年 6 月 1 日～2018 年 11 月 30 日	0.0000000
第 43 特定期間	2018 年 12 月 1 日～2019 年 5 月 31 日	0.0000003
第 44 特定期間	2019 年 6 月 1 日～2019 年 11 月 30 日	0.0000009
第 45 特定期間	2019 年 12 月 1 日～2020 年 5 月 31 日	0.0000121
第 46 特定期間	2020 年 6 月 1 日～2020 年 11 月 30 日	0.0000214
第 47 特定期間	2020 年 12 月 1 日～2021 年 5 月 31 日	0.0000063
第 48 特定期間	2021 年 6 月 1 日～2021 年 11 月 30 日	0.0000094
第 49 特定期間	2021 年 12 月 1 日～2022 年 5 月 31 日	0.0000115
第 50 特定期間	2022 年 6 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0.0000202
第 51 特定期間	2022 年 12 月 1 日～2023 年 5 月 31 日	0.0000293
第 52 特定期間	2023 年 6 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0.0000387
第 53 特定期間	2023 年 12 月 1 日～2024 年 5 月 31 日	0.0001084
第 54 特定期間	2024 年 6 月 1 日～2024 年 11 月 30 日	0.0004957
第 55 特定期間	2024 年 12 月 1 日～2025 年 5 月 31 日	0.0011687
第 56 特定期間	2025 年 6 月 1 日～2025 年 11 月 30 日	0.0013333

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第 37 特定期間	2015 年 12 月 1 日～2016 年 5 月 31 日	0.01
第 38 特定期間	2016 年 6 月 1 日～2016 年 11 月 30 日	0.00
第 39 特定期間	2016 年 12 月 1 日～2017 年 5 月 31 日	0.00
第 40 特定期間	2017 年 6 月 1 日～2017 年 11 月 30 日	0.00
第 41 特定期間	2017 年 12 月 1 日～2018 年 5 月 31 日	0.00
第 42 特定期間	2018 年 6 月 1 日～2018 年 11 月 30 日	0.00
第 43 特定期間	2018 年 12 月 1 日～2019 年 5 月 31 日	0.00
第 44 特定期間	2019 年 6 月 1 日～2019 年 11 月 30 日	0.00
第 45 特定期間	2019 年 12 月 1 日～2020 年 5 月 31 日	0.00
第 46 特定期間	2020 年 6 月 1 日～2020 年 11 月 30 日	0.00
第 47 特定期間	2020 年 12 月 1 日～2021 年 5 月 31 日	0.00
第 48 特定期間	2021 年 6 月 1 日～2021 年 11 月 30 日	0.00

第 49 特定期間	2021 年 12 月 1 日～2022 年 5 月 31 日	0.00
第 50 特定期間	2022 年 6 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0.00
第 51 特定期間	2022 年 12 月 1 日～2023 年 5 月 31 日	0.00
第 52 特定期間	2023 年 6 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0.00
第 53 特定期間	2023 年 12 月 1 日～2024 年 5 月 31 日	0.01
第 54 特定期間	2024 年 6 月 1 日～2024 年 11 月 30 日	0.05
第 55 特定期間	2024 年 12 月 1 日～2025 年 5 月 31 日	0.12
第 56 特定期間	2025 年 6 月 1 日～2025 年 11 月 30 日	0.13

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 37 特定期間	2015 年 12 月 1 日～2016 年 5 月 31 日	4,027,606,899,696	4,200,916,868,935
第 38 特定期間	2016 年 6 月 1 日～2016 年 11 月 30 日	4,256,395,218,492	4,034,087,205,352
第 39 特定期間	2016 年 12 月 1 日～2017 年 5 月 31 日	5,807,701,775,212	5,614,789,917,484
第 40 特定期間	2017 年 6 月 1 日～2017 年 11 月 30 日	6,079,900,419,024	5,647,797,846,969
第 41 特定期間	2017 年 12 月 1 日～2018 年 5 月 31 日	5,731,393,349,551	6,041,632,339,115
第 42 特定期間	2018 年 6 月 1 日～2018 年 11 月 30 日	4,682,616,389,296	4,809,298,267,395
第 43 特定期間	2018 年 12 月 1 日～2019 年 5 月 31 日	4,282,888,142,776	4,233,163,308,421
第 44 特定期間	2019 年 6 月 1 日～2019 年 11 月 30 日	4,432,814,049,407	4,087,903,436,047
第 45 特定期間	2019 年 12 月 1 日～2020 年 5 月 31 日	5,157,929,130,073	5,281,673,438,401
第 46 特定期間	2020 年 6 月 1 日～2020 年 11 月 30 日	5,151,314,078,044	4,752,939,709,097
第 47 特定期間	2020 年 12 月 1 日～2021 年 5 月 31 日	6,169,753,367,574	6,057,916,366,950
第 48 特定期間	2021 年 6 月 1 日～2021 年 11 月 30 日	5,607,430,795,731	5,503,107,933,160
第 49 特定期間	2021 年 12 月 1 日～2022 年 5 月 31 日	4,949,169,268,171	5,005,988,225,801
第 50 特定期間	2022 年 6 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	4,961,262,128,439	4,799,258,857,969
第 51 特定期間	2022 年 12 月 1 日～2023 年 5 月 31 日	5,223,630,649,910	5,060,521,726,477
第 52 特定期間	2023 年 6 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	6,582,047,291,210	6,484,024,686,906
第 53 特定期間	2023 年 12 月 1 日～2024 年 5 月 31 日	7,007,621,196,604	6,979,285,236,634
第 54 特定期間	2024 年 6 月 1 日～2024 年 11 月 30 日	6,446,574,617,169	6,512,042,964,521
第 55 特定期間	2024 年 12 月 1 日～2025 年 5 月 31 日	6,004,066,712,056	6,085,176,848,125
第 56 特定期間	2025 年 6 月 1 日～2025 年 11 月 30 日	8,014,645,464,934	7,516,021,104,092

≪参考情報≫

運用実績

2025 年 12 月 30 日現在

７日間平均年換算利回り・純資産の推移

（2015 年 12 月末～2025 年 12 月末）

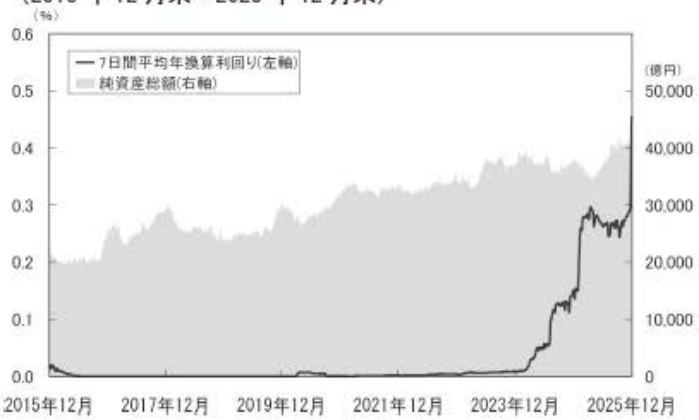

基準価額……10,000 円
純資産総額……4 兆 1,369 億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の１万口当たりの値です。
※7日間平均年換算利回りは7日間の平均分配額（税引前）を年率換算したものです。

主要な資産の状況

＜組入資産の種類毎の比率＞

区 分	比 率
国債証券	37.7%
地方債証券	0.0%
特殊債証券（除く金融債券）	0.0%
金融債券	0.0%
普通社債券	0.0%
ＣＰ	0.0%
ＣＤ	0.0%
現先取引	16.9%
レポ取引	0.0%
無担保コール・ローン	45.4%
有担保コール・ローン	0.0%
指定金銭信託（翌日物）	0.0%
指定金銭信託（期日物）	0.0%
その他	0.0%
合計	100.0%

※対純資産総額比です。
※「その他」は、未収金、未払金等です。

＜格付別構成比率＞

公社債		短期金融資産	
格 付	比 率	格 付	比 率
ＡＡＡ	0.0%	Ａ－１	51.4%
ＡＡ	37.7%	Ａ－２	10.9%
Ａ	0.0%	Ａ－３	0.0%
ＢＢＢ以下	0.0%	ＮＲ	0.0%
		その他	0.0%
Ａ相当以上	0.0%	Ａ－２相当以上	0.0%
	0.0%		0.0%
合計	37.7%	合計	62.3%

※対純資産総額比です。
※公社債の「A 相当以上」及び短期金融資産の「A-2 相当以上」は、投資信託協会自主ルール「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したものです。上段は 1 社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段は信用格付業者等の信用格付がないものです。
※「その他」は、有担保コール・ローン、指定金銭信託、未収金、未払金等です。
※国内発行体は R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch の順に優先して適用し、海外発行体は、Moody's、S&P、Fitch、R&I、JCR の順に優先して適用しています。
※日本の国債、政府保証債は AA 格、格付を付与されていない地方債は、A 格に含めています。
※政府が保証しているＣＰは A-1 に含めています。

＜組入上位 10 銘柄＞

	銘 柄	種 類	比 率
1	第１３５２回国庫短期証券	国債証券	5.43%
2	第１３４３回国庫短期証券	国債証券	4.83%
3	第１３４７回国庫短期証券	国債証券	4.68%
4	第１３５０回国庫短期証券	国債証券	4.45%
5	第１３４６回国庫短期証券	国債証券	3.86%
6	第１３３５回国庫短期証券	国債証券	3.63%
7	第１３４０回国庫短期証券	国債証券	3.38%
8	第１３４４回国庫短期証券	国債証券	2.60%
9	第１３４８回国庫短期証券	国債証券	2.41%
10	第１３３４回国庫短期証券	国債証券	1.21%

※対純資産総額比です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

※当ファンドの購入または保有は、実質的に個人に限られます。

（２）申込みの受付

販売会社の営業日の販売会社の定める時間までとします。ただし、取得日の前日の基準価額が１口当たり１円を下回っているときには、取得の申込みに応じないものとします。

取得日は、販売会社が申込金額の受領を確認した時刻によって異なります。

・販売会社が定める時刻までに、申込金額の受領を確認した場合は、取得申込受付日当日が取得日となります。

・販売会社が定める時刻を過ぎて、申込金額の受領を確認した場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。

※なお、上記の「申込金額の受領」とは、販売会社で入金が確認され、かつ、入金に基づき所定の事務手続きが完了したものをいいます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）申込制限

・当ファンドの購入または保有は、投資信託協会「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に基づき、権利者と金融商品取引業者などとの間で行なわれる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的として、実質的に自然人である個人（法人による購入または保有であっても、自然人である個人が購入・換金の投資の判断を行なうものを含む。）に限られます。

・信託財産の資金管理を円滑に行なうために、取得の申込みには金額制限などを設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込金額

取得日の前日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

（５）申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（６）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日時までに販売会社へお支払いください。

（７）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（８）マル優制度

・一定の要件に該当する場合は、マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用になれます。

・マル優制度をご利用になる方は、お申込みの際に「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を提出していただきます。

・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日の販売会社の定める時間までとします。

（２）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞ アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス　www.amova-am.com コールセンター 電話番号　0120-25-1404 午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（４）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約代金の支払い

・解約代金は、原則として元本のみとし、解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金（以下「再投資前の収益分配金」といいます。）は含まれません。

・ただし、保有する全部を解約される場合には、解約代金は、再投資前の収益分配金（税引き後）を含めた金額とします。

・解約代金は、原則として、解約請求受付日の翌営業日からお支払いします。

※正午以前に解約請求を受け付けた場合には、解約請求受付日に解約代金を受け取ることができる場合があります。この場合、解約価額は解約請求受付日の前日の基準価額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）キャッシング（即日引出）

・販売会社によっては、キャッシングをご利用になれます。

・キャッシングの申込みにより、解約代金相当額を申込日当日に受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった解約請求で、かつ正午以前に受け付けた解約請求で、当該請求受付日に解約代金の受取りを申し出ない請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

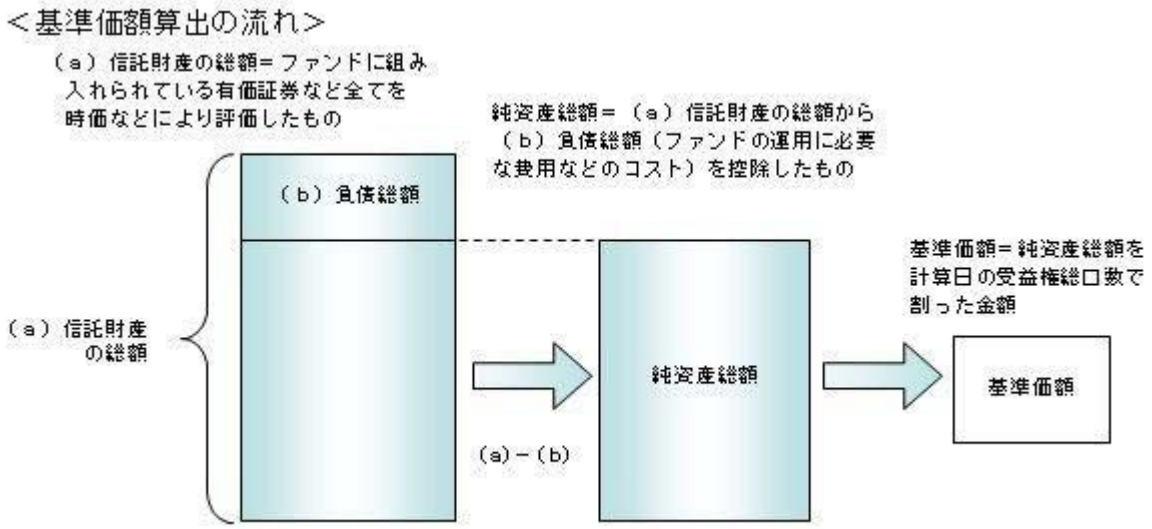

② 有価証券などの評価基準
信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、原則として当該有価証券の買付約定日から買付にかかる受渡日の前日までの間は取得価額で評価するものとし、当該受渡日から償還日の前日までの間は、取得価額と償還価額の差額を当該期間により日割計算して得た金額について日々帳簿価額に加算または減算した額によって評価します。

③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（1998 年 5 月 8 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

信託期間中の各１日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）
1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ）受益者の解約により受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき
2）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
3）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
4）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告お

よび書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

1）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

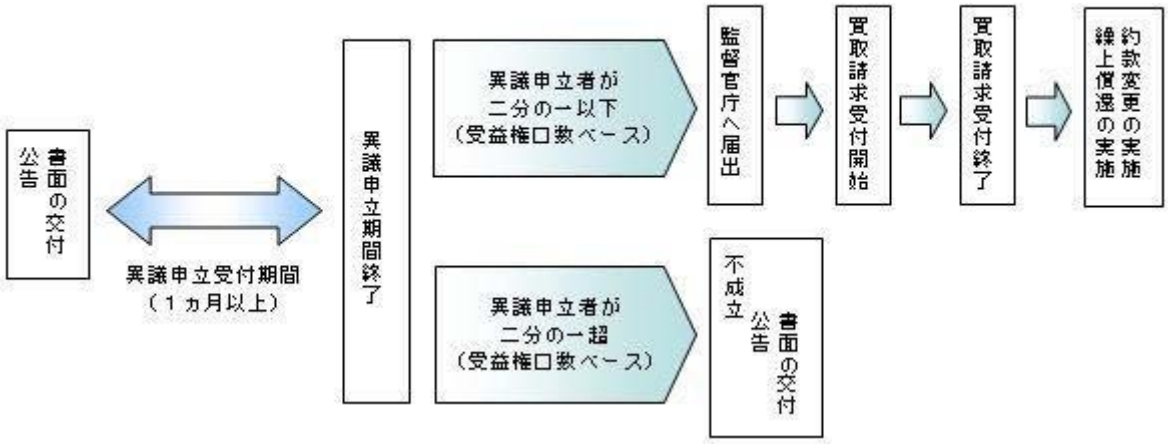

⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。

なお、運用内容などについては、委託会社のホームページをご覧ください。

ホームページ アドレス　　www.amova-am.com

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（3）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2025 年 6 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026 年 1 月 28 日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　辻村　和之

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）の 2025 年 6 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）の 2025 年 11 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2025 年 5 月 31 日現在	当期 2025 年 11 月 30 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	121, 256, 448	277, 143, 150
コール・ローン	1, 530, 877, 000, 000	1, 635, 713, 000, 000
国債証券	749, 218, 110, 866	1, 369, 044, 139, 108
コマーシャル・ペーパー	320, 672, 529, 852	－
現先取引勘定	1, 123, 475, 432, 507	1, 297, 995, 899, 100
未収利息	255, 298, 602	115, 973, 641
流動資産合計	3, 724, 619, 628, 275	4, 303, 146, 154, 999
資産合計	3, 724, 619, 628, 275	4, 303, 146, 154, 999
負債の部		
流動負債		
未払金	149, 845, 800, 000	229, 680, 850, 000
未払収益分配金	53, 977, 672	93, 278, 675
未払受託者報酬	3, 271, 076	5, 591, 028
未払委託者報酬	35, 903, 502	61, 367, 403
その他未払費用	53, 864	92, 067
流動負債合計	149, 939, 006, 114	229, 841, 179, 173
負債合計	149, 939, 006, 114	229, 841, 179, 173
純資産の部		
元本等		
元本	3, 574, 680, 294, 737	4, 073, 304, 655, 579
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	327, 424	320, 247
元本等合計	3, 574, 680, 622, 161	4, 073, 304, 975, 826
純資産合計	3, 574, 680, 622, 161	4, 073, 304, 975, 826
負債純資産合計	3, 724, 619, 628, 275	4, 303, 146, 154, 999

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年12月 1日 至　2025年 5月31日	当期 自　2025年 6月 1日 至　2025年11月30日
営業収益		
受取利息	6,949,855,271	7,022,525,151
有価証券売買等損益	381,753,266	2,138,108,942
営業収益合計	7,331,608,537	9,160,634,093
営業費用		
受託者報酬	260,433,623	328,157,748
委託者報酬	2,860,337,561	3,601,876,213
その他費用	53,864	5,403,702
営業費用合計	3,120,825,048	3,935,437,663
営業利益又は営業損失（△）	4,210,783,489	5,225,196,430
経常利益又は経常損失（△）	4,210,783,489	5,225,196,430
当期純利益又は当期純損失（△）	4,210,783,489	5,225,196,430
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	300,402	327,424
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	4,210,756,467	5,225,203,607
期末剰余金又は期末欠損金（△）	327,424	320,247

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2025 年 5 月 31 日現在	当期 2025 年 11 月 30 日現在
1．	期首元本額	3,655,790,430,806 円	3,574,680,294,737 円
	期中追加設定元本額	6,004,066,712,056 円	8,014,645,464,934 円
	期中一部解約元本額	6,085,176,848,125 円	7,516,021,104,092 円
2．	受益権の総数	3,574,680,294,737 口	4,073,304,655,579 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日	当期 自 2025 年 6 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日
分配金の計算過程 日々決算を行ない、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。 A 分配対象収益の合計額 4,211,083,891 円 B 分配金額の合計額 4,210,756,467 円	分配金の計算過程 日々決算を行ない、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。 A 分配対象収益の合計額 5,225,523,854 円 B 分配金額の合計額 5,225,203,607 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日	当期 自 2025 年 6 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。当該有価証券の性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025年 5月31日現在	当期 2025年11月30日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2025年 5月31日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	6,378,371
合計	6,378,371

当期（2025年11月30日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	14,900,437
合計	14,900,437

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2025年 5月31日現在		当期 2025年11月30日現在	
1口当たり純資産額	1.0000円	1口当たり純資産額	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(10,000円)	(1万口当たり純資産額)	(10,000円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考

国債証券	第１３２８回国庫短期証券	50,000,000,000	49,999,996,050	
	第１３２９回国庫短期証券	102,500,000,000	102,490,936,220	
	第１３３１回国庫短期証券	50,000,000,000	49,991,402,600	
	第１３３３回国庫短期証券	130,000,000,000	129,965,278,200	
	第１３３４回国庫短期証券	50,000,000,000	49,974,176,800	
	第１３３５回国庫短期証券	150,000,000,000	149,909,109,360	
	第１３３９回国庫短期証券	50,000,000,000	49,963,978,000	
	第１３４０回国庫短期証券	140,000,000,000	139,882,867,800	
	第１３４３回国庫短期証券	200,000,000,000	199,802,195,850	
	第１３４４回国庫短期証券	107,630,000,000	107,514,454,088	
	第１３４６回国庫短期証券	160,000,000,000	159,806,594,140	
	第１３４７回国庫短期証券	180,000,000,000	179,743,150,000	
合計		1,370,130,000,000	1,369,044,139,108	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年12月30日現在です。

【日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	4,137,052,469,934円
Ⅱ　負債総額	73,998,071円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,136,978,471,863円
Ⅳ　発行済口数	4,136,978,167,104口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0000円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2025 年 12 月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2025 年 12 月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び 5 名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2025 年 12 月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。

２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。

３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。

５．運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、2025 年 12 月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			744	362,642
	株式投資信託		699	319,922
		単位型	238	5,996
		追加型	461	313,926
	公社債投資信託		45	42,719
		単位型	32	868
		追加型	13	41,850

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 66 期事業年度（2024 年４月１日から 2025 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

　また、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 67 期中間会計期間（2025 年４月１日から 2025 年９月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 6 月 13 日

日興アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋　宗　勝　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　上　和　彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2024 年４月１日から 2025 年３月 31 日までの第 66 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2025 年３月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2025 年 12 月 5 日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　秋　宗　勝　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　三　上　和　彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧社名日興アセットマネジメント株式会社）の 2025 年４月１日から 2026 年３月 31 日までの第 67 期事業年度の中間会計期間（2025 年４月１日から 2025 年９月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の 2025 年９月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年４月１日から 2025 年９月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検

討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第65期 （2024年３月31日）		第66期 （2025年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		－
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	※３	647	※３	900
立替金		1,089		1,214
その他	※２	2,011	※２	3,024
流動資産合計		61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	※１	233	※１	187
器具備品	※１	134	※１	108
有形固定資産合計		368		295
無形固定資産				
ソフトウエア		438		478
無形固定資産合計		438		478
投資その他の資産				
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		―		496
その他投資		―		765
投資その他の資産合計		66,398		65,006
固定資産合計		67,205		65,781
資産合計		128,640		137,750

（単位：百万円）

		第65期 （2024年３月31日）		第66期 （2025年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		451		1,631
未払金		9,211		9,544
未払収益分配金		7		7
未払償還金		71		71
未払手数料		8,330		8,462
その他未払金		803		1,002
未払費用	※３	4,082	※３	4,202
未払法人税等		1,644		3,378
未払消費税等	※４	620	※４	693
関係会社短期借入金		－		6,690
賞与引当金		2,619		2,881
役員賞与引当金		232		225
その他		683		44
流動負債合計		19,547		29,291
固定負債				
退職給付引当金		1,448		1,455
賞与引当金		565		529
役員賞与引当金		56		121
繰延税金負債		295		―
その他		251		231
固定負債合計		2,617		2,337
負債合計		22,165		31,629
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		82,591		83,753
利益剰余金合計		82,591		83,753
自己株式		△2,067		△2,067
株主資本合計		103,107		104,269
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		4,523		2,466
繰延ヘッジ損益		△1,155		△ 615
評価・換算差額等合計		3,367		1,851
純資産合計		106,475		106,120
負債純資産合計		128,640		137,750

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）		第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	※1	3,714	※1	4,604
営業収益合計		79,588		87,869
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645
公告費		3		5
調査費		17,736		18,976
調査費		1,266		1,433
委託調査費		16,445		17,516
図書費		23		26
委託計算費		610		617
営業雑経費		881		867
通信費		135		136
印刷費		308		278
協会費		48		50
諸会費		11		18
その他		375		382
営業費用計		52,860		59,011
一般管理費				
給料		10,550		11,085
役員報酬		459		592
役員賞与引当金繰入額		273		289
給料・手当		6,791		7,151
賞与		277		216
賞与引当金繰入額		2,747		2,835
交際費		71		49
寄付金		22		22
旅費交通費		260		273
租税公課		389		646
不動産賃借料		906		836
退職給付費用		388		403
退職金		36		38
固定資産減価償却費		199		193
福利費		1,208		1,187
諸経費		4,661		4,821
一般管理費計		18,694		19,559
営業利益		8,033		9,298

（単位：百万円）

		第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）		第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	※2	4,946	※2	4,356
デリバティブ収益		-		193
有価証券評価益	※3	1,113	※3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		―		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	※2	907
デリバティブ費用		3,494		―
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		―
その他		0		9
営業外費用合計		4,231		919
経常利益		10,319		16,418
特別利益				
投資有価証券売却益		815		210
特別利益合計		815		210
特別損失				
投資有価証券売却損		174		81
固定資産処分損		52		10
損害賠償損失		167		―
特別損失合計		394		91
税引前当期純利益		10,740		16,537
法人税、住民税及び事業税		2,415		4,349
法人税等調整額		△51		△ 157
法人税等合計		2,364		4,192
当期純利益		8,376		12,345

（３）【株主資本等変動計算書】

第65期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	3,284	3,284	－	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

第66期（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,162	1,162	－	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

［注記事項］
（重要な会計方針）

項目	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～15年 器具備品　３年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。

	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年９月 13 日）

・　「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年９月 13 日）等

（１）　概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）　適用予定日

2028 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

（重要な会計上の見積り）

第 65 期(自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自　2024 年４月１日　至　2025 年３月 31 日)

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

第65期 （2024年３月31日）	第66期 （2025年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,482百万円 器具備品　920百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,484百万円 器具備品　872百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　248百万円 （流動負債） 未払費用　1,873百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　282百万円 （流動負債） 未払費用　1,921百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興ＡＭエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大493百万円（５百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。	※５　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興ＡＭエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大469百万円（５百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

（損益計算書関係）

第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
※１　営業収益合計には、成功報酬212百万円が含まれております。	※１　営業収益合計には、成功報酬354百万円が含まれております。
※２　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,889百万円	※２　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,048百万円 支払利息　286百万円
※３　有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額1,113百万円を営業外収益に計上しております。	※３　有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額3,063百万円を営業外収益に計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）
第65期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	217,000	－	96,000	121,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	752,000	－	406,000	346,000	－
合計		969,000	－	502,000	467,000	－

(注) 1　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
　　2　2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年５月26日取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年３月31日	2023年６月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年５月29日取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年３月31日	2024年６月25日

第66期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	121,000	－	121,000	－	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	346,000	－	154,000	192,000	－
合計		467,000	－	275,000	192,000	－

(注) １　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
　　２　2017 年度ストックオプション(1)192,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年５月29日取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年３月31日	2024年６月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年５月29日取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年３月31日	2025年６月27日

(リース取引関係)

第65期 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	第66期 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　891百万円 １年超　2,613百万円 合計　3,505百万円	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　916百万円 １年超　6,829百万円 合計　7,745百万円

（金融商品関係）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１ 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「５　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。
営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。
上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。
② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理
当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。
③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2　金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	－	3,899	－	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	－	25,927
資産計	7,785	22,041	－	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連（*2）	△309	－	－	△309
通貨関連（*3）	－	△367	－	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	－	△677

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引の△309 百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

（※３）通貨関連のデリバティブ取引の△367 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

３　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	－
合計	53,440	169	2,483	－

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「５　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③　流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2　金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	2,418	14,651	－	17,070
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	4,097	11,342	－	15,440
資産計	6,516	25,994	－	32,510
デリバティブ取引(*1)				
株式関連（*2）	159	－	－	159
通貨関連（*3）	－	341	－	341
デリバティブ取引計	159	341	－	501

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引の 159 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

（※３）通貨関連のデリバティブ取引の 341 百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

３　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	－	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

（有価証券関係）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。
２　非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

４　保有目的を変更した有価証券
注記事項「(損益計算書関係）※３　有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額 2,571 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

４　保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係）※３　有価証券評価益」をご参照ください。

（金銭の信託関係）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

（デリバティブ取引関係）
第65期(2024年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	－	△ 309	△ 309
合計		15,077	－	△ 309	△ 309

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
２　時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連
該当事項はありません。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	－	△268
	豪ドル		84	－	△2
	香港ドル		542	－	△17
	人民元		2,979	－	△17
	ユーロ		2,172	－	△60
合計			12,243	－	△367

(注) １　時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第66期(2025年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	－	159	159
合計		17,846	－	159	159

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	－	△39	△39
合計		6,696	－	△39	△39

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	6,651	－	326
	豪ドル		180	－	1
	ユーロ		2,796	－	△2
	香港ドル		1,067	－	38
	人民元		1,473	－	18
合計			12,167	－	381

(注) １　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1)関連会社に対する投資の金額　5,342 (2)持分法を適用した場合の投資の金額　17,691 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　2,474	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1)関連会社に対する投資の金額　5,341 (2)持分法を適用した場合の投資の金額　18,436 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　2,427

（退職給付関係）

第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.7%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253百万円でありました。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

（ストックオプション等関係）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況
(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況
①　ストックオプション（新株予約権）の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

(注)　株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①　ストックオプション（新株予約権）の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

(注)　株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年４月 27 日	2018 年４月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 58 百万円

（税効果会計関係）

第65期 （2024年３月31日）	第66期 （2025年３月31日）
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：百万円） 繰延税金資産 賞与引当金　975 投資有価証券評価損　8 関係会社株式評価損　52 退職給付引当金　443 固定資産減価償却費　80 繰延ヘッジ損益　510 その他　679 繰延税金資産小計　2,750 評価性引当金　△52 繰延税金資産合計　2,697 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金　2,044 その他　948 繰延税金負債合計　2,992 繰延税金負債の純額　295	１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：百万円） 繰延税金資産 賞与引当金　1,047 投資有価証券評価損　8 関係会社株式評価損　54 退職給付引当金　457 固定資産減価償却費　69 繰延ヘッジ損益　283 その他　828 繰延税金資産小計　2,748 評価性引当金　△54 繰延税金資産合計　2,694 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金　1,221 その他　976 繰延税金負債合計　2,198 繰延税金資産の純額　496
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　30.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　1.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△10.9% その他　1.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　22.0% ―	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　30.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.6% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△6.3% その他　0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　25.3% ３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に成立したことに伴い、2026年４月１日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が26百万円減少し、法人税等調整額は２百万円減少し、その他有価証券評価差額金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は８百万円減少しております。

（関連当事者情報）
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１　関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	－	資金の返済(シンガポールドル貨建)(注1)	3,318(SGD 33,000千)	関係会社短期貸付金	－
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	22(SGD 223千)	未収収益	－
							関係会社株式の取得(注2)	13,412	－	－
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注3)	アセットマネジメント業	直接100.00	－	配当の受取	2,950(USD 20,000千)	－	－
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接100.00	－	増資の引受(注4)	1,828	－	－

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等
１．融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
２．Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の20%の株式を、2023年４月19日に13,412百万円で取得しました。
３．Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
４．Nikko AM Global Holdings Limited の行った1,828,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円で当社が引受けたものであります。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	－	資金の借入(シンガポールドル貨建)(注1)	6,690(SGD 60,000千)	関係会社短期借入金	6,690(SGD 60,000千)
							借入金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	286(SGD 2,532千)	未払費用	286(SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	－	配当の受取	2,641(USD 18,000千)	－	－
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセットマネジメント業	直接100.00	－	増資の引受(注3)	7,360	－	－

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

１．融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

２．Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

３．Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円で当社が引受けたものであります。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2024 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582 百万円
負債合計	7,834 百万円
純資産合計	38,748 百万円

営業収益	18,712 百万円
税引前当期純利益	6,127 百万円
当期純利益	4,588 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第65期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第66期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第65期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90％超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10％以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第66期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90％超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10％以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
該当事項はありません。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
該当事項はありません。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
該当事項はありません。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)
第65期(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)
１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)　４　収益の計上基準」に記載のとおりです。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第66期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)　４　収益の計上基準」に記載のとおりです。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（１株当たり情報）

項目	第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
１株当たり純資産額	548円41銭	546円58銭
１株当たり当期純利益金額	43円14銭	63円58銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第65期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第66期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション（2）121,000株、 2017年度ストックオプション（1）346,000株	2017年度ストックオプション（1）192,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第65期 （2024年３月31日）	第66期 （2025年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	106,475	106,120
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	194,152	194,152

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第67期中間会計期間 （2025年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		22,067
金銭の信託		21,408
有価証券		9
未収委託者報酬		19,210
未収収益		1,242
その他	※２	5,000
流動資産合計		68,938
固定資産		
有形固定資産	※１	292
無形固定資産		526
投資その他の資産		
投資有価証券		17,477
関係会社株式		44,701
長期差入保証金		685
繰延税金資産		665
投資その他の資産合計		63,529
固定資産合計		64,348
資産合計		133,286

（単位：百万円）

		第67期中間会計期間 （2025年9月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		9,717
未払費用		3,334
未払法人税等		2,614
未払消費税等	※3	511
関係会社短期借入金		6,917
賞与引当金		1,652
役員賞与引当金		180
その他		827
流動負債合計		25,756
固定負債		
退職給付引当金		1,476
賞与引当金		373
役員賞与引当金		113
その他		216
固定負債合計		2,179
負債合計		27,935
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		83,350
利益剰余金合計		83,350
自己株式		△2,067
株主資本合計		103,866
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,728
繰延ヘッジ損益		△244
評価・換算差額等合計		1,484
純資産合計		105,351
負債純資産合計		133,286

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第67期中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		42,808
その他営業収益		2,243
営業収益合計		45,051
営業費用及び一般管理費	※１	40,760
営業利益		4,291
営業外収益	※２	7,437
営業外費用	※３	3,012
経常利益		8,717
特別利益	※４	937
特別損失	※５	51
税引前中間純利益		9,602
法人税等	※６	2,519
中間純利益		7,083

（３）中間株主資本等変動計算書

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△ 2,067	104,269
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 7,486	△ 7,486		△ 7,486
中間純利益				7,083	7,083		7,083
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 403	△ 403	－	△ 403
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	83,350	83,350	△ 2,067	103,866

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,466	△ 615	1,851	106,120
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 7,486
中間純利益				7,083
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 738	371	△ 366	△ 366
当中間期変動額合計	△ 738	371	△ 366	△ 769
当中間期末残高	1,728	△ 244	1,484	105,351

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第67期中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行業務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

	れ、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

第 67 期中間会計期間 （2025 年９月 30 日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 2,394 百万円 ※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※３　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※４　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興ＡＭエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 489 百万円（５百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

（中間損益計算書関係）

第 67 期中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）
※１　減価償却実施額 有形固定資産　43 百万円 無形固定資産　61 百万円 ※２　営業外収益のうち主要なもの 金銭の信託運用益　3,837 百万円 受取配当金　2,598 百万円 有価証券評価益　953 百万円 有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。 ※３　営業外費用のうち主要なもの デリバティブ費用　2,675 百万円 支払利息　174 百万円 為替差損　147 百万円 ※４　特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益　713 百万円 関係会社株式売却益　223 百万円 ※５　特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損　51 百万円 ※６　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2017 年度ストックオプション（1）	普通株式	192,000	－	－	192,000	－
合計		192,000	－	－	192,000	－

（注）１　2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年５月 29 日取締役会	普通株式	7,486	38.56	2025 年３月 31 日	2025 年６月 27 日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第 67 期中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	983 百万円
１年超	6,295 百万円
合計	7,279 百万円

（金融商品関係）

第 67 期中間会計期間(2025 年９月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	3,407	18,001	－	21,408
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	2,259	11,805	－	14,064
資産計	5,666	29,806	－	35,473
デリバティブ取引(※１、２)				
株式関連	△122	－	－	△122
通貨関連	－	△189	－	△189
デリバティブ取引計	△122	△189	－	△311

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引のうち 2 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に、△124 百万円は、流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち△189 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	3,422
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

（有価証券関係）

第 67 期中間会計期間(2025 年９月 30 日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（注）子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、（金融商品関係）金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注２）に記載のとおりであります。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,774	9,262	2,512
	小計	11,774	9,262	2,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,290	2,457	△167
	小計	2,290	2,457	△167
合計		14,064	11,720	2,344

（注）１ 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50％以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30％～50％程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

２ 非上場株式（中間貸借対照表計上額 3,422 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（金銭の信託関係）

第 67 期中間会計期間(2025 年９月 30 日)

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	21,408	3,837

（デリバティブ取引関係）

第 67 期中間会計期間(2025 年９月 30 日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	18,941	－	△122	△122
合計		18,941	－	△122	△122

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,929	－	△26	△26
合計		6,929	－	△26	△26

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	5,877	－	△98
	豪ドル		146	－	△3
	ユーロ		3,242	－	△50
	香港ドル		495	－	△10
合計			9,761	－	△162

（持分法損益等）

第67期中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,345百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,450百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,313百万円

（収益認識関係）

第67期中間会計期間(2025年９月30日)

１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針　４．収益の計上基準」に記載の通りです。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（ストックオプション等関係）

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 67 期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第 67 期中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）
１株当たり純資産額	542 円 62 銭
１株当たり中間純利益金額	36 円 48 銭

（注）　１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）
中間純利益（百万円）	7,083
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	7,083
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2017 年度ストックオプション(1)192,000 株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 （2025 年９月 30 日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	105,351
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	105,351
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,152

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024 年 9 月 26 日の臨時株主総会で決議されており、2025 年 9 月 1 日付で定款の変更を行ないました。

・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資することができる有価証券は、約款第15条第１項に定める有価証券とします（同項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券及び政府保証付債券以外の有価証券で、１社以上の信用格付業者等（金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の３第２項に規定する特定関係法人を含みます。以下同じ。）から第三位（A格相当）以上の長期格付または第二位（A-2格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

投資することができる金融商品は、約款第15条第２項に定める金融商品とします（指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。

(2)投資態度

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

私募により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債、同法第120条に規定する特別法人債および同法第127条において準用する同法第66条に規定する振替外債のうち一般振替機関の監督に関する命令第38条第２項に規定する短期外債をいいます。）を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行なわないものとします。

運　用　制　限

(1)わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。

(2)指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。

(3)信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。
有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が１年を超えないように投資します。
約款第18条の規定にかかる公社債の借入れの取引期間については、１年を超えないものとします。

(4)有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

(5)適格有価証券のうち、２社以上の信用格付業者等から第二位（AA格相当）以上の長期格付または最上位（A-1格相当）の短期格付を受けているものもしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。下記(6)および(8)において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(6)適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の５％以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の１％以下とします。

(7)上記(5)および(6)の組入れ制限には、約款第18条の規定により借入れ債券を含むものとします。

(8)適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が５営業日以内のものによる運用については、上記(5)および(6)の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記(5)または(6)の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25％以下とします。

(9)上記(5)、(6)、(7)および(8)に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め５営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。

(10)有価証券の貸付は、約款第17条の範囲で行ないます。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「運用方法　(1)投資対象」の規定を準用します。

(11)公社債の借入れは、約款第18条にしたがって行ないます。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

収益分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

追加型証券投資信託　日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第１条の2 受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金20億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意の上、金７兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第３条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第７項、第43条、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項の規定による信託終了の日までとします。

（当初の受益者）

第５条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割）

第６条　委託者は、第２条に規定する信託によって生じた受益権を20億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前日の基準価額が当初設定時の１口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

③　この約款において基準価額とは、信託財産（信託財産に属する有価証券のうち受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額の計算に際し、原則として、この信託の保有する有価証券は、当該有価証券の買付約定日から買付にかかる受渡日の前日までの間は取得価額で評価するものとし、当該受渡日から償還日の前日までの間は、取得価額と償還価額の差額を当該期間により日割計算して得た金額について日々帳簿価額に加算または減算した額によって評価します。ただし、第15条第１項第６号に定める有価証券および同項第７号に定める証券で第６号の証券の性質を有するものについては、原則として、取得価額で評価し、割引料は受取利息として日々計上するものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第９条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第38条に規定する委託者の指定する口座管理機関および委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、この信託契約締結日の翌営業日以降、第６条第１項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、１口の整数倍をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができます。なお、この場合における１口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の正午以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の１口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者が取得申込受付日の正午以前に取得申込金の受領の確認をした場合
……　取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者が取得申込受付日の正午を過ぎて取得申込金の受領の確認をした場合
……　取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款（以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって第６条第１項の規定により分割される受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、この場合における１口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を当該第一種金融商品取引業者または登録金融機関の自動けいぞく投資約款に定める時刻（以下「別に定める時刻」といいます。）以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の１口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が、取得申込受付日の別に定める時刻以前に取得申込金の受領の確認をした場合
……　取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が、取得申込受付日の別に定める時刻を過ぎて取得申込金の受領の確認をした場合
……　取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第38条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含

みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第２項の規定において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の自動けいぞく投資約款に別に定める時刻に関する規定がない場合は、受益権の１口当たりの取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

⑤　第１項第２号、第２項第２号または前項の場合において、当該基準価額が当初設定時の１口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同各号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に追加信託にかかる基準価額が当初設定時の１口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）

第12条　（削　除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第13条　（削　除）

（受益証券の再交付の費用）

第14条　（削　除）

（投資の対象とする資産の種類）

第14条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債、同法第120条に規定する特別法人債および同法第127条において準用する同法第66条に規定する振替外債のうち一般振替機関の監督に関する命令第38条第２項に規定する短期外債をいいます。）を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）
5. 特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号から第５号までの証券ならびに第８号の証券ならびに第７号の証券のうち第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第15条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条の２ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第17条、第18条、第20条および第26条から第28条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第２項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条　委託者は、円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された有価証券について、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただしこの場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第21条　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第22条の2　（削　除）

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（一括登録）

第24条　（削　除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすること

とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、信託期間中の各１日とします。

（信託財産に関する報告）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額は、受益者

の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の総額および支弁の時期）

第34条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に年10,000分の100以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

1. この信託契約締結の日から平成10年５月17日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、年10,000分の20以内の率とします。
2. 平成10年５月18日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの７日間の元本１万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の10を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の20以下の場合には、年10,000分の20以内の率とします。
3. 前各号の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が年率0.4％未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内の率とします。

②　前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

（収益の分配）

第35条　信託財産から生ずる利益（第１号に掲げる収益等の合計額が第２号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第１号の合計額が第２号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

（一部解約金および追加信託金の計理処理）

第36条　信託の一部解約金（第42条第４項の一部解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

（収益分配金の再投資等）

第37条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金が、当月の最終営業日に委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。

②　委託者は、前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金のうち、委託者の自らの募集にかかる受益権より発生した収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、この場合における１口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

③　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、各受益者（保有していた受益権より発生した収益分配金のみを保有する者を含みます。以下本条、第39条、第40条および第41条において同じ。）ごとに第１項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、この場合における１口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

④　前２項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の１口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の１口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

⑤　委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、受益

者が自己の有する受益権の全部について第42条第１項により解約の実行の請求を行ない、同条第３項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、原則として、第２項または第３項の規定にかかわらず、その際に当該受益者に支払います。

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第38条　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（一部解約金、収益分配金および償還金の支払い）

第39条　一部解約金および収益分配金（第37条第５項の規定に基づき信託の一部解約時または信託終了時に受益者に支払われる収益分配金をいいます。以下本条において同じ。）は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から受益者に支払うものとします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が受益者からの一部解約の実行の請求を正午以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合（ただし、自動けいぞく投資約款等にその旨の規定がある場合に限ります。）には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は当該一部解約金および収益分配金を当該請求受付日に受益者に支払います。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）および収益分配金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第38条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④　前各項に規定する一部解約金、収益分配金および償還金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金、収益分配金および償還金の支払いは、委託者において行なうものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、第37条第１項および第２項に規定する収益分配金については、原則として、同条第１項および第２項に規定する当月の最終営業日に、第39条第１項および第２項に規定する一部解約金ならびに第37条第５項の規定に基づき信託の一部解約にかかる受益者に支払うべき収益分配金については、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が受益者に支払いを行なう日に、第39条第３項に規定する償還金および第37条第５項の規定により信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金については、第39条第３項に規定する支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（一部解約金および償還金などの支払いならびに時効）

第41条　受益者が、第39条第１項、第２項および第３項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、ならびに第42条第７項、第43条、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項に規定する信託終了による償還金について第39条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第42条　受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に解約の実行を請求することができます。

②　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振

替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、第39条第２項の規定に基づいて委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が一部解約金を当該解約請求受付日に支払う場合における一部解約の価額は、当該解約請求受付日の前日の基準価額とします。

⑤　委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による請求の受付を中止することおよび既に受け付けた請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付を中止した日における受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求で、かつ第39条第２項の規定に基づかない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

⑦　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から３年を経過した日以降において受益権の口数が30億口を下ることとなる場合には、第43条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第43条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にし

たがうものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤　委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第48条の2 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第43条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第49条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　変更後の第33条の規定は、平成11年７月１日より適用します。

第２条　　平成18年12月29日現在の信託約款第９条、第10条、第12条から第14条までおよび第38条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第３条　　この約款において、「日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「日興ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　1998年５月８日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社